

教職課程をめぐるこの一年：2021年1月～2021年12月

本号より、教職課程をめぐる1年間の動きについて、文部科学省関連の答申・通達やニュースなどから主だったものを列挙し、のちに歴史・流れを振り返るための記録としてまとめておくことになりました。取り上げる項目の選定と解説記事の依頼は、紀要編集委員会で検討します。

第一回の「2021年度版」で取り上げるのは、以下の10項目です。

①GIGAスクール構想実施が前倒しになりました。

解説

「学校のオンライン化」は、次世代の教育を飛躍、発展させる有力な手段として、コロナ禍以前より期待が寄せられていた。ICT環境を基盤とした先端技術や教育ビッグデータの活用で学びにおける時間・距離などの制約を払うことで、個別の状況に応じた学びの実現等、教室外でも最適で良質な授業・学びが展開できるようになる等、次世代の教育を飛躍させる有効な手段として大きな期待と可能性が寄せられていた。我が国は具体的な方法として、「GIGAスクール構想」を進め、令和2年度より4か年計画で全国の児童生徒1人1台のコンピュータ端末と高速大容量通信ネットワークの整備に取り組むとしていた。その直後このコロナ禍が発生し、学習機会の確保のために、多様な遠隔・オンライン教育が各学校で行われ、環境整備は喫緊の課題となった。

GIGAスクール構想は、前倒し実施となり、学校教育に影響をもたらした。この間の学校の変化は、自治体においても、学校種によっても各学校によっても、受け止め方はまちまちなのが現状である。石井（2020）は、学校の状況の課題について「コロナ禍で新たに課題が発生したというより、これまでの授業や学校の課題が顕在化したものである。」学校のオンライン化で「問われているのは、テクノロジーの質以上に、授業観なのである。」とこれから先を見据えたコメントを述べている。

文部科学省（2019）「新時代の学びを支える先端技術活用推進方策」によれば、オンライン教育の実施は、「個別に最適な効果的な学びや支援」や「学びの知見の共有や生成」を可能にする等、教育の質的転換が期待される

としている。教育の質的転換の好機と捉えるためにも、今一度、授業そのものを見つめ直し、この時代に必要な「授業」とは何か、求められる「授業観」とは何かについてしっかり向き合うことが必要であろう。コロナ対応は今後も必要であるが、対応のみを考えるばかりではなく、むしろコロナ禍でできたことからしっかり学ぶとともに、激動の社会の流れと向き合い、学習者のより良き学習支援について、教育の質的転換の好機と捉えていく必要があるだろう。

そのためにも顕在化したこれまでの授業や学校の課題とは何かを明らかにするとともに、この時代に求められる授業の在り方、さらには、求められる学校のオンライン化の在り方の工夫について考察が必要となろう。

（後藤顕一）

②2022年度から、小学校5・6年生に教科担任制が導入されることになりました。（2022年4月1日より）

③中教審からの答申

『令和の日本型学校教育』の構築を目指して ～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～』（2021年1月26日）

解説

1月26日に中央教育審議会が答申した『令和の日本型学校教育』の構築を目指して』では、「社会の変化が加速度的に増し、複雑で予測困難となってきた」といった変化を前向きに受け止め、どのように子どもたちの学びの環境を良くしていくべきか、改革の方向性を6本の柱にして提示している。

- (1) 学校教育の質と多様性、包括性を高め、教育の機会均等を実現する。
- (2) 連携分担による学校マネジメントを実現する。
- (3) これまでの実践とICTとの最適な組み合わせを実現する
- (4) 履修主義・習得主義を適切に組み合わせる
- (5) 感染症や災害の発生などを乗り越えて学びを保証する
- (6) 社会構造の変化の中で、持続的で魅力ある学校教育を実現する

答申の基盤にあるのは本答申のキーワードである、全ての子供たちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と、「協働的な学びの実現」である。着目すべきは、「個別最適な指導」の重要性を再認識しつつ、一人一人の子供の学びすなわち「個別最適な学び」が尊重され示されている点にある。また、一人一人の学びを他者とつなげていくこと、「協働的な学び」によって、往還すること、補完することで、子供の学びはさらに豊かになっていくという考え方が根底にある。主語が学習者である「子供」であること、教師の「指導」ではなく、子供の「学び」として示している点、すなわち近未来を生きる「子供」の姿で書かれている点は、まさに注目すべきである。

答申では、「一人一人の児童生徒が、自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者の価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え。豊かな人生を切り開き持続可能な社会の作り手となることができるよう、その資質・能力を育成することが求められている。」として、その実現のための具体的な学びへの支援が求められる。(後藤顕一)

④徳島、鳴門教育、香川、愛媛、高知の5国立大学が「一般社団法人四国地域大学ネットワーク機構」を設立(文部科学省の「大学等連携推進法人」制度を利用した「連携教職課程」に該当する事例です) (2021年3月18日)

⑤35人学級法が成立(正式名称:「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」) (2021年3月31日)

解説

学校の学級編成の標準は、公立小・中学校については「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」(義務標準法)によって、公立高等学校については「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」(高校標準法)によって、それぞれ規定されている。

小中学校の学級編成標準の歴史を簡単に整理しておこう。

先の義務標準法が制定されたのは1958年で、義務教育水準の維持向上に資することが目的とされている。学級編成標準は教職員定数改善計画と連動して実施される。

1964年から1968年の第二次教職員定数改善計画により「45人学級」が、1980年から1991年の第五次改善計画により「40人学級」が実施された。その後、2011年の義務標準法改正により小学校1年生のみ「35人学級」とされたが、2017年度には予算措置によって小学校2年生までの「35人学級」が実現された。

2021年の義務標準法一部改正によって、「35人学級」は学年進行に伴い5年をかけて小学校の全学年に導入することが決定された。学級編制の標準を計画的に一律に引き下げるのは1980年以後のことである。なお、中学校については学級編成基準の引き下げは行われず、従来通り「40人学級」が維持されている。

次に学級規模を国際的視野から検討する。OECDが実施している調査“Education at a glance”(2021)によると、小学校の学級規模は、OECD諸国の平均が21.1人であるのに対し、日本は27.2人、中学校についてはそれぞれ23.3人、32.0人となっており、いずれについても日本の学級規模が大きいことがわかる。

学級規模と教育効果の関係を検討したある研究の成果を示す「グラス・スミス曲線」を参照すると、学業達成度、情緒の安定性、教員の満足度のいずれもが学級規模の拡大に伴って低下していることが明らかにされている。

いま「主体的・対話的で深い学び」の実現、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的充実が求められている。あらためて、学級規模が教育のあり方を大きく規定していること、従って、教育の質の改善を検討する際に学級規模をはじめとする教育条件の整備を視野に入れることがより重要になっていると言えよう。

小学校における「35人学級」の実現が教育の質にどのような改善をもたらすのかを検証するとともに、中学校以上の学校における学級規模の検討・改善を行うことが求められている。(藤本典裕)

⑥わいせつ教員対策法が成立 (2021年5月28日)

解説 教員による児童生徒へのわいせつ事件をめぐっては、原則として懲戒免職に処するなど厳正な対応がとられてきた。今回のこの新法によって、一層の対策強化が図られたことになる。新法のポイントとして挙げられる点は以下ようになる：

- ①教員のわいせつ行為などを「児童生徒性暴力」と定義し、同意の有無にかかわらず禁止。
- ②免許授与権を持つ都道府県教育委員会に「裁量権」を与え、一度処分された教員が再交付を申請した場合、都道府県教委の裁量で拒否できる。
- ③再交付の判断にあたり、都道府県教委は専門家ら第三者による審査会の意見を踏まえる。
- ④わいせつ免職後に免許を再取得した教員が処分歴を隠して他の都道府県で採用され、わいせつ行為を繰り返すことなど無いよう、教員の氏名や処分理由などを国がデータベース化する。

これらをどう読むか。わいせつ行為を行った個人がより厳しい責を負うのは驚くに値しないが、内容的には教育委員会に向けられたものが多いように見受けられる。①は学校や教委の事案に対する恣意的判断の入る余地を無くすものであるし、②は③と併せて見るならば教委の判断が信用ならないために第三者の介入を可能にしたものと読める。④も教委の確認の甘さを糾す制度として映る。

教育委員会はここまで信用されなくなったのであろう

か。これまでも、わいせつ行為があっても教育長名の“緊急メッセージ”が出るくらいで、実効性のある措置に踏み込もうとしなかった。あるいはわいせつ行為があったことを訴える児童生徒らに対し、渦中の教員を“かばう”といった態度すらうかがえる場合もあった。それにしても、である。ことはもっぱら教育委員会に関するだけではない。教育委員会を広義に捉えるならば、そこには事務局職員も含めて教員が多数働いているのである。そうした教師集団に対する政治や社会の側からの疑念であり、また愛想尽かしが今回の新法といえるのではないだろうか。

(角谷昌則)

⑦教育再生実行会議から提言『ポストコロナ期における新たな学びの在り方について(第十二次提言)(令和3年6月3日)』 (2021年6月3日)

⑧小中高高校生らが東京パラリンピックの会場で競技を見る「学校連携観戦プログラム」の実施について、出席した教育委員4人全員が新型コロナウイルス感染症への懸念から反対したが、東京都教育委員会は実施を決定した (2021年8月18日)

⑨「学校現場が混乱した」などと指摘する提言書を松井一郎市長らに出した市立小学校長に対し、大阪市教育委員会が、地方公務員法が禁じる信用失墜行為にあたるとして文書訓告とした (2021年8月20日)

解説 提言書の直接の内容は、緊急事態宣言下で大阪市が急ぎ導入したオンライン学習について、通信環境整備の不十分さなどで教育現場が大きな混乱と負担を強いられたことへの苦言である。オンライン学習を基本とした判断を、「子どもの安全・安心も学ぶ権利もどちらも保障されない状況をつくり出している」などと批判。そしてこの文書は久保校長の許可のもと、知人らによってSNS上に拡散されていた。こうした一連の出来事について、市教委は「子どもの安心・安全に関する教育委員会の対応に懸念を生じさせた」と判断し、地

方公務員法が定める「信用失墜行為の禁止」にあたるとして文書訓告という処分を下したというわけである。

大阪府・大阪市が新自由主義的な政策を推し進め、全国学力・学習状況調査や人事評価制度などを“活発に”活用して学校や教員を疲弊させているという話は、学校教育の世界ではよく聞かれるものである。今回の提言書でも、批判の矛先はオンライン学習云々というよりは、「グローバル経済を支える人材という『商品』を作り出す工場」へと学校教育を変えた市の教育方針や、「教職員は、子どもの成長にかかわる教育の本質に根ざした働きができず、疲弊していく」という現場の状況へ向けられていた。

日本の学校教育において新自由主義が意識的に取り上げられ始めたのは、サッチャー政権下の1980年代のイギリスの教育改革からであろうか。この始まりは1980年代であっても、新自由主義がベースとしている人間観とは、「人は自らの利益を増大させるために活動する」という極めて古臭く、かつ単純な見方である。Society 5.0を迎えようとしている今日、そんな人間観がこの国の教育界では今でもモノを言い、こうした事件が発生したりするのである。そこが最も残念であり、また不安に思える一件ではないか。

(角谷昌則)



⑩内閣官房に、内閣総理大臣を議長とする「教育未来創造会議」の設置が閣議決定された(令和3年12月3日)。これに伴って「教育再生実行会議」は廃止された。

〈解説記事執筆者・50音順〉

角谷昌則：生命科学部生命科学科

後藤顕一：食環境科学部食環境科学科

藤本典裕：文学部教育学科